

保護預り規定 (封緘預り証書式)

1. (保護預り品の内容物の範囲)

- (1) この保護預りでは、次に掲げるものを封緘したうえ預けてください。
 - ① 公社債券、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当行は(1) ①から④に掲げるものについても、相当の理由があるときは保護預りをお断りすることがあります。

2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに預け主または当行から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. (手数料)

- (1) 保護預りの手数料は、店頭に表示する年間手数料を前払いするものとし、毎年4月15日(休日の場合には翌営業日)に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当します。

なお、初回契約時には、契約日の属する月を1か月として、その月から契約期間満了日までの月割計算によって計算した金額を支払って下さい。
- (2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあり、その際には店頭に表示いたします。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を、月割計算により返戻します。

4. (保護預り品の受渡し)

保護預り品(封緘物)の受渡しを請求するときは、預け主が届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。

5. (届出事項の変更等)

- (1) この証書や印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行の責による場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

6. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも同様に、当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第1項および第2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。

- (5) 第1項から第4項の届出の前に、届け出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. (証書、印章の喪失時の取扱い)

この証書または印章を失った場合の保護預り品の受渡しまたは証書の再発行は、当行所定の手続後に行います。この場合、相当の期間をおくことがあります。

8. (印鑑照合)

この証書、依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、請求者等が請求等の権限を有すると当行が過失なく判断して保護預り品の受渡しその他の取扱いをした場合において、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

9. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、保護預り品の受渡しの申出には直ちに応じられない場合であっても、このために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) (1)の事由による保護預り品の内容物の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても、当行は責任を負いません。
- (3) 預け主の責めに帰すべき事由または保護預り品の内容物の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この保護預りは、第11条第6項第1号、第2号aから1および第3号aからeのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第11条第6項第1号、第2号aから1および第3号aからeの一にでも該当する場合には、当行はこの保護預りの利用申込をお断りするものとします。

11. (解約等)

- (1) この契約は、預け主の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、裏面の受取欄に届出の印章により記名押印のうえこの証書を提出し、保護預り品を引き取ってください。なお、この証書または印章を喪失して解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行は何ら催告することなくいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをとってください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないとともに同様とします。
 - ① 預け主が手数料を支払わない状況が3か月以上継続したとき
 - ② 預け主について相続の開始があったとき
 - ③ 預け主の責めに帰すべき事由または保護預り品の内容物の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 預け主が、重大な規定違反をしていると認められるとき
 - ⑥ 預け主に支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき
 - ⑦ 預け主に手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があったとき
 - ⑧ 預け主に仮差押え、保全差押えまたは差押えの命令また

は通知が發送されたとき

⑨ 預け主が所在不明になったとき

⑩ 前各号に準ずる事由が生じたとき

- (3) 前2項による保護預り品の引取り手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を引取りの日に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (4) 第1項または第2項による保護預り品の引取り手続きが3か月以上遅延したときは、当行は開封のうえ保護預り品の内容物を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は開封に際して公証人等に立ち会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は、預け主の負担とします。
- (5) 手数料、遅延損害金その他預け主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求があり次第支払ってください。
- (6) (2)のほか、次の各号の一にでも該当し、預け主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの保護預りの利用を停止し、または預け主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで保護預り品を引き取ってください。
- ① 預け主が保護預り利用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預け主が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
- a. 暴力団
 - b. 暴力団員
 - c. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - d. 暴力団準構成員
 - e. 暴力団関係企業
 - f. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - g. その他前各号に準ずる者
 - h. 暴力団員等（aからgのいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - i. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - j. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - k. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - l. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預け主が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- a. 暴力的な要求行為
 - b. 法的な責任を超えた不正な要求行為
 - c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用

いる行為

d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

e. その他前各号に準ずる行為

12. (保護預り品の一時引取り等)

- (1) 保護預り品の保管施設の修繕または移転その他やむを得ない事由により、当行が保護預り品の一時引取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (2) 前項の事由が生じたときは、当行は預け主にあらかじめ通知することにより当行の本支店または当行が相当と認める第三者に保護預り品の保管を委託することができるものとします。

13. (緊急措置)

法令の定めるところにより保護預り品の内容物の開示もしくは引渡しを求められたとき、または店舗の火災、保護預り品の異変等緊急を要するときは、当行は開封し、その他臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当行の責による場合を除き、当行は責任を負いません。

14. (譲渡、質入れの禁止)

この契約による預け主の権利およびこの証書は譲渡または質入れすることはできません。

15. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法第548条の4）に基づき（付随的な事柄や手続に係る事項等は除きます。）変更できるものとします。
- (2) (1)の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) (1)、(2)による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から実施するものとします。

以上

(2020年4月1日現在)